

令和6年5月16日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社宮西土建
住所：香川県高松市香川町大野798-4
2. 入札参加資格停止期間：
令和6年5月16日から令和6年8月15日まで（3か月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：
地域1～4
4. 事実概要：
株式会社宮西土建の代表取締役は、高松市の舟岡池土地改良区が発注した水路や農道の改修工事にかかる指名競争入札において、同土地改良区の理事長に対し、自社が受注できるよう便宜を図ってもらう見返りに現金53万円を渡したとして、令和6年4月3日、土地改良法違反（贈賄）の疑いで逮捕された。
5. 入札参加資格停止措置理由：
株式会社宮西土建の代表取締役が土地改良法違反（贈賄）の疑いで逮捕されたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第2第2号イに該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第2

措置要件	地域及び期間
（贈賄） 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	<u>全地域について、逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課